

令和6年第10回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年10月7日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時30分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 15名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之(欠席)
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘(欠席)	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也(欠席)	12	沼田 聖(欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

6番 上垣内 保之 8番 岩重 隆弘 11番 高島 辰也
12番 沼田 聖

6. 議事録署名者

7番 浅元 恒夫 9番 下谷 邦代

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

(7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

(3) 非農地証明申請の専決処理について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について

(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

(6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・農政に係る審議事項

(1) 令和7年度広島市農政に関する意見書について

・その他

(1) 令和6年第3回広島市議会定例会の報告について

(2) 先進地視察研修の日程について

(3) 農業委員会だよりの取材依頼（令和7年冬号）について

(4) 令和6年度第4回地区協議会の日程等について

(5) 令和6年10月の現地調査日程について

(6) 審査請求の取下について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第10回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は、6番、上垣内委員、8番、岩重委員、11番、高嶋委員、12番、沼田委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

なお、本日、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についての審議案件がありますが、関係する加藤推進委員は欠席の連絡をいただいています。

まず、議事録署名者を指名します。7番、浅元委員、9番、下谷委員よろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、14件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の14件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番は、共有地の持分を取得するものです。

2番は、生前贈与のため所有権を移転するものです。

3番、4番、9番、13番は、新規就農するために取得するもので、それぞれ水稻、タマネギ、ニンニク、コマツナ、トマトなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

5番、7番、8番、11番、12番、14番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

6番、10番は、申請地の隣接地を耕作及び所有しており便利のため申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されれば、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の14件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、2番は上垣内委員ですが、欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

1番、2番は、9月19日に浅元委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地はどちらも、適正に管理しており、問題はありませんという意見を確認しています。

議 長

3番、4番、担当の岩重委員も欠席です。意見は事務局に伝えているとのことなので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

岩重委員の意見を代読します。8番の岩重です。3番、4番について説明します。現地確認は9月18日に己斐委員、事務局職員2名と行いました。両申請地とも適正に管理がされており、この申請は問題ないと思います。

議 長

5番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。5番は、9月18日水曜日に、岩重委員と事務局職員2名とで現地の調査を行いました。譲渡人は地区外に転居され、今後、耕作が困難になり、譲受人は申請地が譲受人の事務所及び農業用倉庫に隣接し便利なため、所有権移転するものです。申請地は譲渡人が数年前に、カキやクリを植えており、現地調査の時には実をつけていたので、秋には収穫できそうです。適正に管理されていますので、問題はないと思います。

議 長

6番の担当の沼田委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

沼田委員の意見を代読します。

高畠委員と事務局職員は9月18日に現地調査を行いましたが、私は都合が悪く9月23日に現地調査を行いました。申請地は保全管理されており、隣の農地所有者が譲り受けるもので問題ないと思います。

議 長

7番、8番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。7番、8番につきましては、9月18日に船木委員、事務局職員とで現地調査を行っています。

7番は相続財産管理人により引受ける方を探していたところ、譲受人との合意がなされたものです。申請地はクワやカキ等が植えられ、きれいに管理されており、問題はないと思います。

8番の申請地は休耕中ですが、きれいに管理されており、問題はないと思

ます。

議 長

9番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。9月18日に谷口委員、事務局職員と現地調査を行いました。譲渡人は現役の転勤族で、申請地以外にも耕作しており、これ以上耕作できないので、譲り渡すことにしました。譲受人は、以前から農業に興味があり、平成22年から畑を借りて耕作し、友人も農業に興味を持つ方が多く、村おこしのためになればと思い、取得するものです。申請地は秋冬野菜を植えるため、耕耘されていきました。問題ないと思います。

議 長

10番、11番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。9月17日に山縣委員と事務局職員2名で現地調査を行いました。

10番の申請地は、葉物野菜等を作付けされており、問題ないと思われます。

11番の申請地は、農地として綺麗に草刈り等をして管理されており、いつでも耕作可能な状態であり、問題はないと思われます。

議 長

12番、13番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。12番、13番は、先月の9月19日、奥田委員及び事務局職員2名で現地調査を行っています。

12番の申請地は譲受人宅の近隣で、経営規模拡大のため取得するものであり、異議ありません。

13番の譲受人は学童保育活動において、農業体験及び食育に活用する目的で、また同時に空き家となっている住宅も取得するという案件です。異議ありません。

議 長

14番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。14番は、9月19日に事務局職員2名と児玉委員とで

現地調査をしました。申請地は適正に管理されており、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、14件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番、2番は、雑種地への転用事案で、1番は駐車場と事務所、2番は貸駐車場として利用するものです。

1番の申請地は既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。

1番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。9月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

既にある駐車場と事務所1棟は、昭和50年頃に整備し、利用されておりました。申請書には始末書が添付されており、周辺には影響はなく、問題ないと思ひます。

議 長

2番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。2番は、9月17日に、河野委員及び事務局職員2名で現地調査をしました。申請地は、国道2号線沿いで休耕地となっており、申請人が駐車場として利用するものです。周辺農地及び排水等に影響を及ぼすことはないと思われるので、許可相当と思われます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、5件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の5件について、説明いたします。議案の7ページ、8ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、土木工事業を営む譲受人が申請地を譲り受け、事務所、駐車場、資材置場として利用しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、土木工事業等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。

3番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、農業用倉庫、車庫、庭敷として利用するものです。

4番は、雑種地への一時転用事案で、申請地をダムの改修工事に伴う工事用道路の拡幅、資材置場として利用しようとするものです。一時転用期間は許可後から令和9年9月29日となっています。先月まとめて申請があった案件ですが、相続人同意に時間を要し、本件のみ本総会での上程となったものです。

5番は、雑種地への転用事案で、建設業等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

1番は農振農用地区域でしたが、令和6年8月30日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。
なお、2番、3番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。1番は農振除外案件で、令和6年3月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲受人の自宅及び事務所が手狭となり、譲受人が申請地の東側にある土地を資材置場として利用しているので、事務所を移転して、会社機能の集約を図り利用するものです。譲渡人は、高齢であり申請地の耕作及び管理ができないので、売却するものです。問題はないと思います。

議 長

2番、3番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。2番は、9月18日に事務局職員2名と現地調査を行っています。申請地は、平成22年頃から資材置場として使用されており、隣接する農地では、水稻が耕作されていきました。また、事務局の説明のとおり、申請書に始末書が添付されており、問題はないと思います。

3番は、同箇所において3条許可申請もありましたので、9月18日に舩木委員、事務局職員2名とで現地調査を行っています。これは、議案第1号8番に隣接しており、申請地は昭和51年頃に農業用倉庫が設置され、平成9年頃からは、自家用の駐車場として使用されています。周囲に農地はなく、2番同様申請書に始末書が添付されており、問題はないと思います。

議 長

4番、舩木委員。

船木委員

14番、船木です。4番は、9月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。これは、ダムの改修工事に伴い、工事車両通行のための道路拡幅及び資材置場として利用するもので、先月審議しましたが、相続人の関係で申請が遅れたものです。問題はないと思います。

議長

5番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。5番は、9月19日に事務局の方2名と現地調査をしました。周辺への影響もなく、問題はないと思います。

議長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、5件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の9ページをご覧ください。本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた申請地を、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、さらに法人Fが資材置場用地として一時転用していますが、追加工事に伴い、令和6年12月10日までとする履行延期の承認申請があったものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長

議案第4号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番は、9月17日に河野委員及び事務局職員2名で現地調査をしました。申請地は、安芸バイパス建設工事のため、法人Aが、一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、さらに法人Fが、引き続き同用途で一時転用していますが、追加工事に伴い、履行延期するものです。期間は、令和6年12月10日となっています。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。それでは、議案の10ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番の上垣内委員は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

上垣内委員に代わって説明いたします。

9月19日に事務局職員2名と現地を調査しました。適正に管理されており、適格者として証明することに問題はありませんという意見を確認しております。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。令和6年9月20日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。それでは、議案の11ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については12ページから17ページをご覧ください。

1番は広島市及び北広島町で営農されているため、広島県知事へ申請書の提出があり、令和6年9月19日付けで広島県知事から広島市長へ意見聴取の依頼がありました。申請者は、現在、白いきくらげを生産しています。今後は、清掃作業の負担となっている栽培棚のカビの付着を防ぐため、資材を木からプラスチックに変更することにより、作業時間の短縮を図ります。また、既存の飲食店や食品関係企業とのネット

ワークを活用して販売ルートを県外に広げるとともに、SNSの活用によるネット販売も実施することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得606万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。

担当の加藤推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

加藤推進委員から預かりました意見を代読いたします。佐伯区湯来地区を担当しています。農地利用最適化推進委員の加藤です。本日はよろしくお願いします。

1番は、10月2日に吉田委員とともに、団地内にある事務所を訪問し、代表から話を伺いました。昨年、北広島町などで、白いきくらげの試験栽培を開始し、今年に入り、知り合いから借りた団地内の空き家を活用して、本格的にきくらげを生産出荷しているとのことです。主な出荷先は、生きくらげは県内の道の駅などで、乾燥きくらげは大阪の知り合いの業者に出荷しています。今は温度、湿度等の生育環境を整えた10㎡の施設ですが、白いきくらげは市場ニーズが高く、それに應えるためにも、規模拡大を図っていきたいそうです。障害者の就労支援にも関心を持っており、将来的にはきくらげ生産を通じて、その分野でも貢献したいと考えています。地元としても、多様なビジョンを掲げている申請者を応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画について、問題はありません。

議 長

吉田委員、その他ご意見はありませんか。

吉田委員

事務局から加藤委員の意見を代読していただきましたが、それと若干重複するかと思いますが、改めて説明したいと思います。

今回の申請は団地内の空き家を活用し、白いきくらげを栽培されています。先ほどあったように10㎡の小さい施設です。当然のことですが、目標を持って真剣に栽培されていることは、現地を訪ねてよく分かりました。ちょっと複雑なのが、申請者の住所は廿日市市で、そして最初のきっかけは北広島町です。北広島町で法人が解散し、その後を継承して、この度の経営を開始されました。

また東広島市にも農地が約10aあるということから、佐伯区、北広島町、東広島市の3つの候補地があり、いずれにしてもどこかで生産規模拡大されるものと思います。今回、加藤推進委員と現地に行き、色々と話を伺いましたが、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは、その他ご意見等ございますか。

佐藤委員

資料の経営収支の表が、網掛けがひどすぎて、読めません。これは元のペーパーは読めると思います。これでは、皆さんも読めないと思います。

事務局（梶川事務局長）

本当に見えにくくなっており、申し訳ありません。

佐藤委員

多分、これは元の用紙はこんなことはないはずですから、これがまず1点。

もう1点大きな問題として、12ページの、令和11年の目標の年間所得1,213万円と1人当たりの所得606万円があって、その右下に、農畜産物の加工・販売の欄があり、令和11年の売上が合計で目標の所得にすらいってない数字が書いてあります。さっきの経営収支の表を見ていたら、仲買業者に1,800万円売り上げがあります。この1,800万円が農畜産物の加工・販売に記載してあれば問題ありませんが、記載がありません。こんな書類が、まかりとおるのですか。どこがチェックされたのですか。これは関係機関で協議しているし、当然、区役所も本庁も見ているはずですよ。そして農業委員会の事務局も見ているはずですよ。これは、見たら絶対おかしいと思うでしょ。

事務局（梶川事務局長）

(2) 農畜産物の加工・販売が、現状のきくらげの生の直販が575万円あって、それが目標で288万円に減るところですか。

佐藤委員

そうではなくて、目標の288万と900万足しても、その上にある目標の年間所得の1,213万円には届かないでしょ。さっきも言ったように経営収支の表にある仲買業者の1,800万円がどうしてここに計上していないのか。

事務局（梶川事務局長）

その辺り、何か分かりますか。

事務局（小林主任技師）

順番に説明させていただきます。まず、12ページ右下の農畜産物の加工・販売が、きくらげ生、目標288万と、きくらげ乾燥加工が900万円。これは売上そのものです。

佐藤委員

もちろん。それは15ページの経営収支の表に書いてあります。いやとにかく、1

5ページの2番目にある仲買業者販売分の1,800万円がなぜ記載されていないのか。農畜産物の加工・販売に仲買業者売上分の1,800万円が記載されていれば何も問題ないと思いますが、何で記載されていないのかということです。

事務局（梶川事務局長）

15ページの経営収支の表では、売上高が2,980万円になっているのに、12ページの農畜産物の加工・販売では1,800万円が記載されていないということです。

佐藤委員

そうです。1,188万円では、目標の年間所得1,213万円に届かないじゃないですか。こんな書類でもいいのですか。

1,800万円が記載されていたら、全然今の数字もどこもおかしくないと思います。全然どこにも、それがなければ別ですが。15ページの経営収支の表にはきちっと仲買業者販売分1,800万円が記載されています。分からないなら調べてもらって、次の審議事項に進んでください。

事務局（梶川事務局長）

今すぐ確認してください。

議 長

ちょっと保留して、いいですか。

佐藤委員

このままで意見なしとしたらおかしいでしょということです。

議 長

今の件は少し保留とさせていただきます。確認してもらいますので、進めます。

それでは、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、9件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継

続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。議案の18ページをご覧ください。今回、1番で上程している合計9筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況がカヤの山林もしくは、雑木、笹等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番は9月2日に下中推進委員と現地調査を行っています。その結果、山林及び原野であったことを報告します。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

下谷委員

現況がカヤになっていますが、非農地の判断は山林でもいいのですか。

己斐委員

これは、カヤもあり、木もありということで。どちらかと言えば、カヤが占めているほうが多いが、木もあるということで、山林と判断をしたということです。

吉田委員

2年ほどになりますかね。カヤでも原野又は山林になるというふうになっています。カヤが1株、2株というのでなくて、全体的にカヤだということが確認できると原野や山林にするとそのようになっています。

佐藤委員

山林でも原野でも判断は非農地ですよ。下谷委員が言われているのは、現況にカヤと書いてあって判断が原野となっていれば、全然問題なくスルーできるわけですよ。カヤと書いてあって山林となっているからというだけの話です。今まで非農地判断が山林であろうが原野であろうが非農地の判断をしているわけです。

事務局（平木主幹）

見る時期によっても違うでしょうし、私は委員の方が臨機応変に対応してもらったらいいいことだと思います。一覧表の一番上は、雑木と笹で原野になって

いますが、これも場合によっては山林ということもありえるので、ここは臨機応変に対応してもらったらいいと思います。

議 長

そういうことでいいですか、下谷委員。

下谷委員

わかりました。

議 長

ありがとうございました。

それでは、非農地つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、9件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、75件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明します。報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、20ページから22ページの12件、及び報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、23ページから29ページの36件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号非農地証明申請、30ページの7件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、31ページ、32ページの11件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、33ページ、34ページの7件、報告第6号農地転用農業用施設届出、35ページの2件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問等ございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようですので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事日程について、事務局から説明があります。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

送付しました議事日程には、5その他となっていました。5農政に係る審議事項、6その他となります。申し訳ありませんでした。

議 長

先程の農業経営改善計画は分かりましたか。説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

農業経営改善計画の仲買業者販売の数字ですが、先ほどの(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業売上げについては、仲買業者販売は含まれません。それで、仲買業者販売ときくらげ生直販、乾燥加工を含めた、全体が(1)の生産に記載されています。様式が金額でなくて、生産量kgとなっていますが、(1)の生産の白いきくらげの18,720kgの内訳が、きくらげ生直販、仲買業者販売、乾燥加工です。(2)の加工・販売その他の関連・附帯事業に、仲買業者販売は含まれませんが、(1)の生産には含まれます。繰り返しになりますが、(1)の生産には、仲買業者販売は内数で含んでおりますが、(2)の加工・販売その他の関連・附帯事業として扱わないので、記載していないということ、県の申請窓口の就農支援課から回答がありました。

佐藤委員

それで納得したのですか。生産の方には数量を全部上げて、販売からその数字抜くというのは、脱税みたいなものではないですか。生産の方で2,988万円になる18,720kgを丸々上げておいて、それなのに1,800万円を記載しない理屈が分かりません。

事務局（梶川事務局長）

何で記載しないでもいいのか、そこを聞いてみてください。

佐藤委員

いやみんな分からないでしょ。そんな理屈はありませんよ。

奥田委員

記載して何も不利なことはないですよ。

佐藤委員

1, 800万円の記載がなかったら、この書類はおかしいから認めませんとなる可能性があります。

奥田委員

(2)の加工・販売その他の関連・附帯事業の3行目に、その1, 800万円を記載してあれば、良かったのです。

議 長

288万円と900万円の下に1, 800万円を記載しておけば良かったということでしょう。

奥田委員

そういうことですよ。

佐藤委員

1, 800万円分の数量が生産のほうにも書いてないならまだしも、生産量だけは、1, 800万円分入れた生産量でしょ。今言われるように、こんな書類がおおるわけじゃないじゃないですか。

今回、これですぐOK出すかどうかは別にして、後日でもいいですから、はっきりした説明をお願いします。

事務局（梶川事務局長）

意見を付して市に回答することもできます。

1, 800万円を記載すべきではないかという意見を付して回答するというところでよろしいでしょうか。

佐藤委員

事務局長が言われたような意見を返すことにして、次にいきましょう。

議 長

もう少し調べるそうなので、次にいきます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました5農政に係る審議事項に入ります。

議案第8号、令和7年度広島市農政に関する意見書について、事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和7年度広島市農政に関する意見書について説明します。資料5の1ページから3ページについては、前回9月総会で意見書案として異議なしと審議いただいたものです。今回は、この意見書の最終決定について上程しています。なお、意見書の前文、意見事項の説明文について趣旨等を変更しないという前提で、字句や表現などに誤りがないか確認を続け、多少の修正をすることもありますので、ご了承ください。以上で令和7年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。これは、前回皆さんの了承を得たものです。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、令和7年度広島市農政に関する意見書については、この内容としてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、この意見書を農業委員会法第38条の規定に基づく意見とし、市長へ提出することにします。市長への意見書提出の日程等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和7年度広島市農政に関する意見書提出・要請の日程等について説明します。資料の4ページ、資料1をご覧ください。内容については、前回9月総会で報告した際と変更はありません。また、当日のスケジュール等については、市及び議会と調整の上、決まり次第、出席者の方にお伝えさせていただきます。以上です。

議 長

以上で、令和7年度広島市農政に関する意見書については終了します。続きまして、6その他に入ります。事務局からの報告事項をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは資料の5ページ、資料2をご覧ください。9月12日から26日まで開催されました令和6年第3回広島市議会定例会の農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。9月18日の本会議の一般質問で、安佐南区の碓氷議員から生産緑地制度における広島モデルと都市農業の振興についての質問がありました。まず、生産緑地の指定要件の1つとして、食農体験や防災などに協力する農地とあるが、市として具体的にどのようなことを想定しているのかとの質問があり、食農体験への協力は、地区の小学校等の要請に応じて、収穫等の農業体験の場を提供すること、防災への協力は、災害時に一時避難場所や必要な資材、機材の仮置場として利用することなどを想定していますと都市整備局長が答弁いたしました。

次に、本市は、いわゆる広島モデルとして、都市計画協力団体を指定する方式を採用しているが、この都市計画協力団体とはどのようなもので、どういった経緯で導入したのかとの質問があり、都市計画協力団体とは、都市計画の案の作成、権利者間の意見の調整、都市計画に関する知識の普及や啓発など、都市計画行政に協力していただける団体です。生産緑地地区の指定に当たっては、農地所有者等の意向を十分に尊重して指定する必要があるとあり、行政のみの発意で指定するのではなく、住民等が主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とする都市計画提案制度を活用することとしました。その際、農業協同組合を都市計画協力団体に指定し、農地所有者等に代わり、都市計画提案を行うことが可能となる仕組み、いわゆる広島モデルを採用したものと都市整備局長が答弁しました。導入から4年半が経過したが、今後、生産緑地制度を本市の都市農業の振興にどのように生かすのか、市の見解を聞きたいとの質問に対しては、本市の都市農業は、市民へ新鮮な農作物を安定供給するだけでなく、災害時の避難場所や農業体験・交流活動の場といった多様な機能を有しており、持続可能なまちづくりを進める上で重要な役割を担っています。本市としては、今後も生産緑地地区の一層の拡大を図るとともに、あわせて農業者への的確な相談対応や技術指導、後継者に対する給付金等の支援を行うことで、都市農業の振興を図って参りますと経済観光局長が答弁しました。

次に、9月20日の本会議の一般質問では、東区の山路議員から広島市の鳥獣被害とその対策について質問があり、経済観光局長が答弁しました。まず、各区の有害鳥獣の被害相談件数に差異が見られるが、イノシシ、シカ、サルへの対策及び令和6年度当初予算の配分はどうなっているのかとの質問があり、イノシシについては、全区で捕獲柵による捕獲を行っています。シカについては、東区及び新市域4区で捕獲柵による捕獲を行っており、安佐南区、安佐北区においては、大型捕獲柵等による群れ単位の捕獲を行っています。サルについては、新市域4区で電波発信機を用いた群れの行動把握と、サル専用の大型捕獲柵による捕獲などの対策を行っていますとの答弁がありました。各区への予算配分は御覧のとおりです。

次に、鳥獣対策担当課に有害鳥獣の専門家は何人いるか。有害鳥獣を担当す

る職員は、どのようにして必要な知識や技術を習得しているか。また、有害鳥獣対策については、各区でどのような課が対応しており、それに従事している担当職員の職種はどうかとの質問については、本市には有害鳥獣を専門とする職種はありませんが、所属へ配置後に、担当者会議や有害鳥獣対策に関する研修会の受講を通じて、農家等への防除指導や駆除班への捕獲の指示等の業務に必要な知識や技術を学んでいますと答弁しました。各区の担当課及び担当職員の職種はご覧の通りです。

有害鳥獣に関する被害相談が多い東区などでは、地域起こし推進課が担当するのではなく、もっと技術者がいる課で担当業務を行うべきと考えるがどうか。また、職員の増員配置も必要ではないかとの質問に対しては、有害鳥獣を担当する職員は、有害鳥獣に関する知識や技術を習得していることから、必ずしも職種を問う必要はないものと考えています。このため、農林課のない旧市域では、安全なまちづくりを担う地域起こし推進課が所管していることは適切であるとと考えています。職員の増員配置については、業務量等を踏まえ必要に応じて検討して参りますと答弁しました。

次に、関係団体や大学、研究機関とも連携し、最新のシステムを活用するなど、広島市の有害鳥獣対策を新たなステージへと進めていく考えはあるかとの質問に対して、本市では、有害鳥獣による被害を災害として捉え、令和5年度からは、本庁に有害鳥獣対策の担当部署を置き、従前より踏み込んだ対策を実施しています。また、現在関係団体や大学、研究機関と防除や捕獲技術に関する新技術等について意見交換を行っているところです。今後とも、より効果のある有害鳥獣対策を行っていきたいと考えておりますと答弁しました。

また、9月25日に、常任委員会があり、佐伯区の藤本委員から質問がありました。農政課長がいずれも答弁いたしました。

まず、学校給食への地元農産物の供給体制の充実については、学校給食への地元農産物の提供を促進する地産地消の取り組みが広島市内であれば紹介してほしいとの質問があり、地元の生産者の協力を得て、祇園パセリや戸山産のタマネギ、白木産のなすなどを学校給食に提供する取り組みを行っていると答弁しました。

次に、一時的な取り組みでなく、学校給食への地元産農産物の提供について、年間を通じた生産・消費の供給体制を作る制度になっているのかとの質問については、教育委員会や農政課、区農林課、市場関係者が連携し、学校給食への地元産農産物の活用に取り組んでいるところです。具体的には、年間を通し、市内産野菜がどの時期にどの品目が使用可能なのか等の情報提供を行い、給食の献立に反映されることで、学校給食における市内産野菜の活用が増えるよう調整していますと答弁しました。今後、多くの品目で学校給食の供給量を拡大する必要があると思うが、そのための取組をどのように行っているのかとの質問については、区農林課が農業者に巡回指導を行うなかで、販路の確保・拡大の取組の一環として給食提供について周知を図っています。また、本市の研修事業で育成した農業者に対し、学校給食を含めた市場が求める品目の出荷を促

すよう、需要のある品目への作付けを支援していますと答弁しました。

次に、米の再生産価格を確保できる制度の充実について質問があり、農家の再生産価格を確保できるような価格制度の充実を国に求めてほしいが、市の考えはどうかに対して、本市としても農業で生計が成り立つような所得を得られる仕組みが必要であると考えているため、農産物の適正な価格の形成の仕組みの実現に向け、早急に取り組むよう今年度広島県市長会を通じて国に要望することとしていますと答弁いたしました。報告は以上になります。

事務局（平木主幹）

それでは令和6年度先進地視察研修について説明させていただきます。

8ページ、資料3「先進地視察研修について」をご覧ください。農業委員会では例年視察研修を行っており、農業委員会及び本市農政での課題に関する、特色ある事例を視察・調査することで、今後の農業委員会活動の参考とすることを目的としています。今年度の視察先は、日帰りで島根県安来市のえーひだカンパニー株式会社を計画しています。視察先の概要を説明します。安来市は島根県の東端にあり、鳥取県との県境に位置しています。視察先がある比田地区は安来市の最南端にある中山間地域です。平成28年、過疎、少子高齢化、担い手不足等による地区存続の危機感から、地区内の有志で結成されたプロジェクトチームで話し合いを重ね、地区機能維持の仕組みを創るため88個の戦略プランからなる比田地域ビジョンを策定しました。平成29年にビジョン実現のため地域住民を構成員としたえーひだカンパニー株式会社を設立し、自治機能と生産機能を合わせ持った、住民による住民のための株式会社として、生活環境、福祉、産業、観光など多岐にわたる分野で、比田地区の活性化に向けて事業を展開しています。農業分野では、中山間地域等直接支払事業の地区内4つの統合協定の事務処理等を担います。また、水稻育苗やドローン防除、堆肥散布、草刈りの受託作業などを行っています。さらには約5haの農地で水稻のほか、遊休農地を活用してソバ、小麦、牧草を栽培し農地保全に努めています。また、地域の農産物を用いた加工品の開発や比田米ブランド化を進め、直売所のみならず市内の病院でアンテナショップを運営し、地域資源を活用した農産物の高付加価値化に積極的に取り組んでいます。視察日は、令和6年11月25日（月）を計画しています。日程等の詳細については現在視察先と調整中です。決まり次第、事務局から農業委員と推進委員の皆様以案内をさせていただきます、参加の確認をさせていただきますと考えています。よろしく申し上げます。以上です。

事務局（山根主査）

続きまして、農業委員会だより令和7年冬号の1面記事について説明します。11ページの資料4をご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、管

内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、400から450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で撮影いたします。次の発行は令和7年冬号で、担当地区は安佐南区になりますので、農業委員・推進委員で協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は11月1日金曜日までをお願いします。これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参照してください。事務局からの説明を終わります。

続きまして、令和6年度第4回地区協議会について説明します。13ページ、資料5をご覧ください。下の表のとおり、11月6日水曜日から11月29日金曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。なお、第3回までの地区協議会では、地域計画の協議も含めた開始時間としておりましたが、今回の地域計画の協議の場は、地区協議会と切り離して開催されますので、地区協議会の開始時間は、第3回地区協議会で取り決めた時間より、30分遅い時間に変更しております。また、一部の開催場所については、出席者が多く見込まれる協議の場を支障なく執り行うために、第3回地区協議会の際決定した場所から変更あるいは調整中としていますので、ご了承ください。

続きまして、令和6年10月の現地調査日程について説明いたします。14ページ、資料6をご覧ください。16日水曜日の午前は、旧市、午後は、安芸区、17日木曜日の午前は、安佐北区の可部・安佐地区、午後は、白木・高陽地区、18日金曜日の午前は、安佐南区、午後は、佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、その他事項、審査請求の取下げについて説明します。本日配付しています別冊をご覧ください。令和〇年〇月〇日付けで広島県知事へ提起された、令和〇年〇月〇日付けで広島市農業委員会が行った農地法第18条第1項による農地の賃貸借の解約申し入れの許可処分に対する審査請求について、令和〇年〇月〇日付けで審査請求取下書が提出され、本件審査請求の審理は終了となりました。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

農業経営改善計画について事務局は分かりましたか。お願いします。

事務局（小林主任技師）

農業経営改善計画の（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業売上げについてです。まず農林水産省で農業経営改善計画認定申請について、マニュアルと記載方法というのが示されています。記載例について読み上げます。この欄には、申請者が行う農業経営と一時的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立ち、農畜産物を原料または材料として使用して行う製造または加工。次に農畜産物の貯蔵、運搬または販売。次に農業生産に必要な資材の製造。次に作業受託で特定作業受託は含みません。次に、農泊農業体験事業等の関連附帯事業について記載してください。そして、その事業内容の記載では、農畜産物の加工、小売業、直売所、観光農園、貸農園、体験農園、農家民泊、農家民宿、農家レストラン、作業受託等となっていることから、きくらげ生直販は、記載例にあるとおり記載するものとし、記載方法の説明及び記載例にない仲買業者販売に関するものは、記載しないこととしているということです。

事務局（梶川事務局長）

それで結局、その１，８００万円は記載する必要がないということですか。

事務局（小林主任技師）

はい。記載するものではないということになります。

佐藤委員

今まで観光農園もあったと思いますが、どうなっているのですか。あれも農産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に記載しないのですか。

事務局（小林主任技師）

観光農園は、（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に該当するので、記載されています。

事務局（梶川事務局長）

要は（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業の項目には、市場出荷なんかは、そもそもここに記載するようなものではなくて、この項目は加工や直売とかそういうある意味、加工・販売その他の関連とか附帯事業になっている部分に該当するものだけをここに記載するという位置付けですかね。だから皆さんが生産して、市場に出荷する分は、本来ここには出てきてないということですか、小林さん。それ以外に加工とか、そういう、直売所、附帯事業みたいなものについては、ここに、特に書いてくださいという様式になっているという理解でいいですか。

事務局（小林主任技師）

そういったものについて、記載することになっています。逆に言えば、仲買

業者、いわゆる市場出荷は、(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業には該当しないこととなります。

佐藤委員

ちなみに、例えば、活力生が農業経営改善計画を申請しますが、数字は全部記載するところがありますが、ここには、それはいいのですか。様式が違うのですか。

事務局（梶川事務局長）

いや、様式は一緒です。年間所得しか数字が出てこなかったはずですが。直売所とかで販売をしているのがあれば、この(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に、その数字を記載するような様式です。

佐藤委員

この1枚のペーパーの中に、それを書かない理由が全然分かりません。

事務局（梶川事務局長）

この売上げは、この資料で見て、その結果、所得がこうなるという申請書の様式なので、それ以上もう言いようがないのかなと思います。

佐藤委員

今まで、ずっと審査に関わってきて、それを全然気にしていませんでした。今回ちょっとこれだけが気になったので。今までどうだったか、ちょっと覚えていませんが。

事務局（梶川事務局長）

この申請書の様式自体には、販売額とかいうのは書く項目がないということです。

佐藤委員

通常の市場出荷を記載しない理由が全然分かりません。後ろの資料を見てくださいと言っても、さっき言ったように、ものすごく見づらい資料なので、見ないでくださいというようなものです。

事務局（梶川事務局長）

次回からは、見えやすいようなものに工夫したいと思います。

佐藤委員

いや、もう結構です。時間がもったいないので。それが決まりならそのとおりにやってもらいます。

議 長

これで令和6年第10回総会を終了します。

次回の総会は、令和6年11月5日火曜日、午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

それではこれで総会を終わります。どうもお疲れ様でした。